

# 一般社団法人日本産後ケア施設連絡協議会 定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本産後ケア施設連絡協議会と称する。

(目的)

第2条 当法人は、母子ともに健やかであることを願い、子育てをしやすい社会づくりへの取り組みを通じて、健康で明るい家庭・社会づくりに寄与するべく、わが国における産後ケア施設の普及と発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 産後ケア施設の利用者のアンケート調査と情報共有
2. 産後ケア施設の経常収支の共有
3. 産後ケア施設の管理運営の研究
4. 産後ケア及び同施設運営管理等に関する研修
5. 嘱託病院の紹介、提携及び斡旋
6. 地方自治体、設置者との連絡協議
7. 上記各号に附帯又は関連する一切の事業

2 前項各号の事業は、日本全国において行うものとする。

(主たる事務所の所在地)

第4条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

## 第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的及び事業に賛同し、入社した者を社員とする。

2 当法人の社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、社員総会の承認を得なければならない。

(退社)

第6条 社員はいつでも退社することが出来る。ただし、退社の申出は1箇月以上前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(除名)

第7条 当法人の社員が社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第30条及び第49条第2項第1号の定めるところにより、その社員を除名することが出来る。

(社員の資格の得喪)

第8条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- 1 退社したとき。

- 2 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- 3 除名されたとき。
- 4 総社員の同意があったとき。

(経費の負担)

第9条 社員は、この条の定めるところにより、当法人が行う事業活動について経常的に発生する費用（以下「経費」という）を負担する。

- 2 当法人は、社員から会費を徴収し、これを経費に充当する。
- 3 前項の会費の額は、事業年度ごとに社員総会の決議をもって定める。
- 4 前項に規定するほか、会費を徴収する時期、方法その他の会費の徴収事務に関して必要な事項は、規則で定める。
- 5 当法人が会費として徴収した金銭は、返還しない。

### 第3章 社員総会

(招集)

第10条 当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

- 2 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事の過半数の決定により代表理事がこれを招集する。代表理事に事故もしくは支障があるときは、あらかじめ定めた順位により他の理事がこれを招集する。
- 3 社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第11条 社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が2名以上あるときは、予め定めた代表理事が議長となり、その者に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により、他の理事がこれに代わるものとする。

(決議の方法)

第13条 社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(社員総会の決議の省略)

第14条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議決権の代理行使)

第15条 社員又はその法定代理人は、当法人の社員又は親族1名を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

(社員総会議事録)

第16条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

#### 第4章 理事及び代表理事

(理事の員数)

第17条 当法人の理事の員数は、1名以上とする。

(理事の資格)

第18条 当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

- 2 前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数の同意をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

(理事の選任方法)

第19条 当法人の理事の選任決議は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

(代表理事)

第20条 当法人は、社員総会の決議をもって代表理事1名以上を選定する。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(理事の任期)

第21条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

(報酬等)

第22条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

#### 第5章 計算

(事業年度)

第23条 当法人の事業年度は、毎年9月1日から翌年8月31日までとする。

(剰余金の配当)

第24条 当法人は、剰余金の配当を行わない。

(残余財産の帰属)

第25条 当法人が解散等により清算をするときに有する残余財産の帰属は、清算法人の社員総会の決議により、定めることとする。

## 第6章 基金

(基金)

第26条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2章第5節の定めるところにより、基金を引受ける者（以下「引受人」という）の募集をすることができる。

2 当法人に基金を拠出した引受人は、当法人が解散した場合を除き、拠出した基金の返還を受けることができない。

3 基金の返還の手続は、規則で定める。この場合においては、次に掲げる事項を規則の内容としなければならない。

一、返還する基金の総額は、定時社員総会の決議により定めるものとする

二、基金の返還を行う時期及び場所

三、引受人の氏名又は名称及び住所、電話番号その他の連絡先を記載し、又は記録した帳簿の取扱いに関する事項

四、前各号のほか、基金の返還を適正かつ円滑に行うため必要な事項

## 第7章 公告の方法

(公告の方法)

第27条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

## 第8章 準 拠 法

(定款に定めのない事項)

第28条 この定款に定めのない事項については、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

## 第9章 附 則

(最初の事業年度)

当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和6年8月31日までとする。